

森六 MORIROKU

第109期 定時株主総会 招集ご通知

書面またはインターネットによる
議決権行使期限

2024年6月17日（月曜日）
午後5時30分まで

当日のご来場に代えて、書面またはインターネット
による事前の議決権行使もご活用いただけます。

開催日時

2024年6月18日（火曜日）

午前10時 受付開始9時30分

開催場所

東京都渋谷区代々木神園町一丁目1番

フォレストテラス明治神宮 2階 櫓の間

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください
いますようお願い申し上げます。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更（1）の件
- 第2号議案 定款一部変更（2）の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

森六ホールディングス株式会社

経営理念

森六グループは、未来を先取りする創造力と
優れた技術で高い価値を共創し、
時を越えて、グローバル社会に貢献します



行動指針

① 法令遵守

国内外の法令を遵守し、公平で公正な企業活動を通じ、
信頼される企業グループをめざします

② 人間尊重

社員一人ひとりが自主性、創造性を発揮し、
一緒に働く仲間の人格や個性を尊重します

③ 顧客満足

お客様に満足いただける、価値ある情報、
質の高いサービス、優れた製品を提供します

④ 社会貢献

地球環境に配慮し、地域に根ざした企業活動を通じ、
「良き企業市民」として社会に貢献します

大切にしている価値観

① 進取の精神

時代を先取りし、継続的に企業価値向上に努めます

② 同心協力

チームワークを尊重し、
理想を追求する企業グループをめざします



目次

招集ご通知	
第109期定期株主総会招集ご通知……………	3
議決権行使等についてのご案内……………	6
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更（1）の件……………	8
第2号議案 定款一部変更（2）の件……………	15
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件……………	17
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 ……	22
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件……………	25
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件……………	27
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件……………	27
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件……………	28
事業報告……………	35
連結計算書類……………	51
計算書類……………	53
監査報告……………	55

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご挨拶に先立ち、この度の能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心より祈念いたします。

当社第109期定時株主総会を2024年6月18日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をご案内いたします。

電動化や脱炭素化、デジタル化の流れの中で、自動車業界は大きな転換期を迎えています。

取り巻く環境や人々の価値観が大きく変化する中、これからも社会に必要とされる企業であり続けるために、森六グループはさらなる変革に挑み、社会価値向上と企業価値向上の両立に努めてまいります。

当社は2024年4月の取締役会にて社長交代を決議・公表いたしました。社長に就任する予定の黒瀬氏は、当社における「あるべき社長像」に照らして、その資質を十分携えている人物です。

本総会終了後、私自身は、安定した経営継承のため、新社長への役割継承を進めていく所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 栗田 尚



株主各位

証券コード 4249
(発送日) 2024年6月3日
(電子提供措置開始日) 2024年5月28日

東京都港区南青山一丁目1番1号

森六ホールディングス株式会社

取締役社長 栗田 尚

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.moriroku.co.jp/ir/shareholder.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4249/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「森六」または「コード」に当社証券コード「4249」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本株主総会の模様は、後日インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.moriroku.co.jp>)でもご覧いただくことが可能です。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月17日（月曜日）午後5時30分**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区代々木神園町一丁目1番 フォレストテラス明治神宮 2階 櫺の間 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第109期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第109期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更（1）の件 第2号議案 定款一部変更（2）の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額 決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 招集にあつ ての決定事項	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する 賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後 に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、双方が同日 に到着した場合には、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取 扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告／企業集団の現況／主要な事業内容、主要な営業所および工場、使用人の状況、主要な借入先の状況
事業報告／会社の現況／株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況（責任限定契約の内容の概要、補償契約の内容の概要等、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項）、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ② 連結計算書類／連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類／株主資本等変動計算書、個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が監査報告を、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

**株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

事前質問のご案内

株主様からのご質問を、以下の要領で受付いたします。事前に頂いたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に本株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

1. 郵送にてご質問いただく場合

本招集ご通知とあわせてお送りする事前質問状に必要事項をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

郵送による提出期限 2024年6月14日（金曜日）到着分まで

2. インターネットにてご質問いただく場合

以下のメールアドレスにて、ご質問事項および株主番号、株主名をご入力しメールをご送信ください。

メールアドレス：kabushiki@moriroku.co.jp

インターネットによる提出期限 2024年6月17日（月曜日）午後5時30分到着分まで

動画配信のご案内

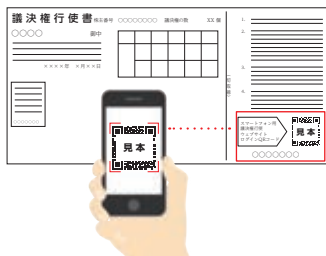
本株主総会の模様は、後日、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moriroku.co.jp>) でご覧いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更（1）の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図ること、および取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することにより、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章（総則）	第1章（総則）
第1条～第3条（条文省略） （機関）	第1条～第3条（現行どおり） （機関）
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u>	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削 除） （3） <u>会計監査人</u>
第5条 （条文省略）	第5条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 (株式)	第 2 章 (株式)
第 6 条～第 1 2 条 (条文省略)	第 6 条～第 1 2 条 (現行どおり)
第 3 章 (株主総会)	第 3 章 (株主総会)
第 1 3 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 1 3 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 4 章 (取締役および取締役会)	第 4 章 (取締役および取締役会)
(員数)	(員数)
第 2 0 条 当社の取締役は、9 名以内とする。	第 2 0 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9 名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 2 1 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 2 1 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 2 2 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	4. <u>会社法第 3 2 9 条第 3 項にもとづき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および取締役社長)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(代表取締役および取締役社長)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名を定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名し、または記名押印する。</p> <p>第29条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略) 第5章 (監査役および監査役会) (員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載しまたは記録し、出席した監査役がこれに署名し、または記名押印する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規定)</u></p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第5章（監査等委員会）</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 (計算)</p> <p>第42条~第45条 (条文省略)</p> <p>第7章 (附 則)</p> <p>(新 設)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規 定による。</p> <p>第6章 (計算)</p> <p>第38条~第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 (附 則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第42条 当会社は、第109期定時株主総会終結前の行為に 関し、会社法第426条第1項の規定により、任務 を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含 む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>

1. 提案の理由

当社は、グループ再編による純粋持株会社から事業持株会社への移行と商号を「森六株式会社」へ変更することを予定していることから、2023年6月22日開催の第108期定時株主総会において、定款第1条（商号）および定款第2条（目的）を変更するとともに、当社の完全子会社である森六テクノロジー株式会社と森六ケミカルズ株式会社の吸収合併（以下「本合併」）の効力発生を条件として、当該合併の効力発生日（2024年4月1日予定）にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けることをご承認いただいております。その後、グループ再編効果の最大化に向けて最も効果的な手法を改めて協議・調査した結果、従前予定していた手法である本合併より、森六テクノロジー株式会社と森六ケミカルズ株式会社の外国法人管理事業以外のすべての事業を吸収分割（以下「本分割」）の手法により当社に承継させることがグループ再編効果を最大限に発揮できると判断したことから、本合併を中止して本分割を実施することといたしました。本合併の中止に伴い本合併の効力発生を条件とする定款第1条（商号）および定款第2条（目的）の効力は生じないことが確定したことから、改めて第1条および第2条を変更するとともに、本分割の効力発生を条件として、本分割の効力発生日（2025年4月1日予定）にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設ける定款に変更するものであります。

なお、条数の変更は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案通り承認されることを条件とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。上記1.のとおり、本合併の中止に伴い本合併の効力発生を条件とする第1条および第2条の変更の効力は生じないことが確定したことから、当社の現行定款の第1条および第2条は、2023年6月22日開催の第108期定時株主総会において決議された定款変更前の内容となります。なお、定款変更の効力発生日を定めていた附則第46条は本合併の効力発生日が到来しないことから削除されず、現行定款の一部として残存しておりますが、その条数は第1号議案「定款一部変更（1）の件」における変更の対象となっております。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 (総則)</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、森六ホールディングス株式会社と称し、英文ではMORIROKU HOLDINGS COMPANY, LTD.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (11) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 (附則)</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第46条 <u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、当社、森六テクノロジー株式会社および森六ケミカルズ株式会社との合併の効力発生を条件として当該合併の効力発生日(2024年4月1日を予定)にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 (総則)</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、森六株式会社と称し、英文ではMORIROKU COMPANY, LTD.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (11) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 (附則)</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第43条 <u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、森六テクノロジー株式会社および森六ケミカルズ株式会社の当社への吸収分割の効力発生を条件として当該分割の効力発生日(2025年4月1日を予定)にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	属性	取締役会 出席状況
1	くろせ なおき 黒瀬 直樹	常務執行役員 経営企画、DX推進、サステナ ビリティ担当 経営企画部長	新任	- / - 回
2	きくち こういち 菊地 耕一	エグゼクティブフェロー	新任	- / - 回
3	しばた こういちろう 柴田 幸一郎	社外取締役	再任 社外 独立	20/20回
4	ひらい けんいち 平井 謙一	社外取締役	再任 社外 独立	20/20回
5	おおつか りょう 大塚 亮	社外取締役	再任 社外 独立	20/20回
6	よこて ひとみ 横手 仁美	社外取締役	再任 社外 独立	15/15回

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

くろせ なおき
黒瀬 直樹

(1969年5月3日生)



新任

所有する当社の株式数

..... 7,500株

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	当社 入社	2023年6月	当社 常務執行役員 経営企画、DX推進、 サステナビリティ 担当
2015年1月	Moriroku Technology North America EVP		経営企画部長 (現任)
2018年4月	森六テクノロジー株式会社 執行役員 北米統括		森六テクノロジー株式会社 取締役 (現任)
2022年6月	当社 執行役員 経営企画、DX推進担当 経営企画室長		森六ケミカルズ株式会社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

森六テクノロジー株式会社 取締役
森六ケミカルズ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

黒瀬直樹氏は、樹脂加工製品事業の北米統括として、国際的な事業展開を推進してきました。2022年からは、当社の経営企画やサステナビリティを管掌し、当社グループの経営基盤の強化に取り組み、企業価値向上に向けたさまざまな施策を主導しております。

当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

きくち こういち
菊地 耕一

(1963年12月22日生)



新任

所有する当社の株式数

..... 一株

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	三井信託銀行株式会社 (現三井住友 信託銀行株式会社) 入社	2012年2月	カルビー株式会社 執行役員 財務経理本部長
2000年10月	プライスウォーターハウスクーパー ス・フィナンシャル・アドバイザー ー・サービス株式会社 入社	2019年6月	同社 取締役 専務執行役員 兼 CFO
2001年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社	2023年4月	同社 取締役 副社長執行役員 兼 CRO
2010年10月	同社 システムズ&テクノロジー・グ ループ事業管理 理事、CFO	2024年4月	同社 取締役 (現任)
		2024年4月	当社 入社 エグゼクティブフェロー (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

菊地耕一氏は、幅広く企業経営に携わり、財務戦略、IR、リスクマネジメントに関する高い見識を備えております。豊富な実務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

しばた こういちろう
柴田 幸一郎

(1961年4月17日生)



再任 社外 独立

所有する当社の株式数
..... 一株

略歴、当社における地位および担当

1993年4月	弁護士登録 (第二東京弁護士会) 永野真山法律事務所	2012年6月 2017年10月 2018年4月	第二東京弁護士会綱紀委員 当社 社外取締役 (現任) 第二東京弁護士会倫理委員会 委員 (現任) 株式会社ナカボーテック 社外取締役 (現任)
1998年2月	弁護士柴田幸一郎法律事務所 (現任)	2022年6月	

重要な兼職の状況

弁護士柴田幸一郎法律事務所 弁護士
株式会社ナカボーテック 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

柴田幸一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。特に法務・リスク管理分野に精通し、指名・報酬諮問委員会では委員長として客観的かつ専門的な視点から委員会を牽引いただいております。

今後も独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者
番号

4

ひらい けんいち
平井 謙一

(1954年9月3日生)



再任 社外 独立

所有する当社の株式数
..... 700株

略歴、当社における地位および担当

1978年4月	日産ディーゼル工業株式会社 (現UDトラックス株式会社) 入社	2016年1月	KHネオケム株式会社 取締役 財務本部長
2008年1月	同社 Vice President, Volvo Powertrain Japan CFO	2018年3月 2020年6月	同社 常務取締役 財務本部長 当社 社外取締役 (現任)
2012年4月	同社 Vice President, Volvo Group Trucks Operations Japan Controlling Coordination		

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

平井謙一氏は、自動車および化学業界で会社経営に携わり、当社業界にも精通しております。特に経理・財務分野では豊富な知識と経験を有しており、指名・報酬諮問委員会では委員として客観的かつ専門的な視点で適切な助言、提言をいただいております。また、2024年からは独立筆頭社外取締役として、独立社外取締役の意見集約、監査役会との連携および執行への提言をいただいております。

今後も独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

おおつか
大塚
りょう
亮

(1964年11月14日生)



再任 社外 独立

所有する当社の株式数
..... 一株

略歴、当社における地位および担当

1990年 4月	当社 入社	2010年 7月	同社 取締役副社長
1994年 3月	大塚ポリテック株式会社 入社	2012年 9月	同社 代表取締役社長 (現任)
1995年 5月	同社 取締役	2020年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2001年 6月	同社 専務取締役		

重要な兼職の状況

大塚ポリテック株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

大塚亮氏は、長年にわたり製造業会社で代表取締役を務められており、当社業界にも精通しております。これまで培ってこられた経営全般における豊富な経験と幅広い知見をもとに、今後も独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

よこて
横手
ひとみ
仁美

(1962年11月26日生)



再任 社外 独立

所有する当社の株式数
..... 一株

略歴、当社における地位および担当

1986年 4月	在シドニー日本国総領事館		
2003年 4月	ソニー株式会社 渉外部課長	2020年12月	国際人材創出支援センター (ICB) 理事 (現任)
2007年 4月	日本トイザラス株式会社 執行役員	2023年 2月	学校法人アジア学院 評議員 (現任)
2011年 3月	認定NPO法人国連WFP協会 事務局長・理事	2023年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2013年 9月	スマートインサイト株式会社 ゼネラルマネージャー	2023年 7月	認定NPO法人 セカンドハーベスト・ジャパン CEO (現任)
2015年 7月	株式会社マークアイ 総務部長	2024年 3月	公益財団法人 日本フードバンク連盟 理事 (現任)
2018年 8月	国際基督教大学 サービス・ラーニング・センター コーディネーター・講師		

重要な兼職の状況

国際人材創出支援センター (ICB) 理事
学校法人アジア学院 評議員
認定NPO法人 セカンドハーベスト・ジャパン CEO
公益財団法人 日本フードバンク連盟 理事

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

横手仁美氏は、外国政府や外国団体との折衝など豊富な国際経験や、経営、NPO法人事務局長、人材育成など、幅広い分野での経験と見識を有しております。今後も独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 黒瀬直樹氏および菊地耕一氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって柴田幸一郎氏が6年9ヵ月、平井謙一氏が4年、大塚亮氏が4年、横手仁美氏が1年となります。
5. 当社は、柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める額のいずれか高い額としており、各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、黒瀬直樹氏および菊地耕一氏の選任が承認された場合には、両氏との間で、同様の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各候補者の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 菊地耕一氏は、2024年6月25日をもってカルビー株式会社の取締役を退任する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	ただ 多田 光一	常勤監査役	新任	20/20回	22/22回
2	ふるかわ 古川 富二男	社外監査役	新任 社外 独立	20/20回	22/22回
3	つじ 辻 千晶	社外監査役	新任 社外 独立	20/20回	22/22回

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

ただ こういち
多田 光一

(1956年8月13日生)



新任

所有する当社の株式数

..... 5,600株

候補者
番号

2

ふるかわ ふじお
古川 富二男

(1958年1月20日生)



新任 社外 独立

所有する当社の株式数

..... 一株

略歴、当社における地位および担当

1980年4月	いすゞ自動車株式会社 入社	2008年6月	当社 内部監査室長
2002年12月	アルゼ株式会社（現株式会社ユニバーサルエンターテインメント）入社	2016年6月	当社 常勤監査役（現任）
		2019年6月	森六テクノロジー株式会社 監査役（現任）
2004年9月	当社 入社		森六ケミカルズ株式会社 監査役（現任）
2005年2月	当社 経理部経理・会計ブロックリーダー		

重要な兼職の状況

森六テクノロジー株式会社 監査役
森六ケミカルズ株式会社 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

多田光一氏は、入社以来、経理・財務部門を経て内部監査室長を歴任し、2016年以降、当社監査役を務めております。財務・会計に関する相当の知見を有し、これまでの業務を通じて当社グループの事業にも精通していることから、当社の経営の監督・監査を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

1976年4月	国税局入局	2018年7月	国税局退局
2014年7月	東京国税局総務部考査課長	2018年8月	古川富二男税理士事務所（現任）
2015年7月	国税庁長官官房東京派遣首席監察官	2020年6月	当社 社外監査役（現任）
2017年7月	東京国税局調査第四部長		

重要な兼職の状況

古川富二男税理士事務所 税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

古川富二男氏は、長年にわたり国税庁において要職を歴任し、現在は税理士として活躍されております。税務に加えて財務・会計にも精通し、経営全般を監督する十分な見識を有していることから、独立かつ公平な立場から当社の経営の監督・監査を行っていただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者
番号

3

辻 千晶

(1953年4月29日生)



新任 社外 独立

所有する当社の株式数
…………… 1,000株

略歴、当社における地位および担当

1979年 4月	弁護士登録（東京弁護士会） 山本栄則法律事務所	2017年 6月	株式会社ヨロズ 社外取締役（監査等委員）（現任）
1990年10月	ドイツ弁護士（日本法）資格取得 ベーター・バイヤー法律事務所（ドイツ）パートナー弁護士	2018年 4月	山梨学院大学法学部客員教授
2001年 7月	吉岡・辻総合法律事務所 パートナー弁護士	2019年 6月	株式会社ケーヒン（現 日立Astemo株式会社） 社外取締役
2004年 4月	山梨学院大学法科大学院教授	2019年 7月	法律事務所キノール東京 パートナー弁護士（現任）
2011年 4月	公益財団法人 大学基準協会 法科大学院認証評価委員	2021年 6月	MIRARTHホールディングス株式会 社（旧株式会社タカラレーベン） 社外取締役（現任）
		2022年 6月	当社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

法律事務所キノール東京 パートナー弁護士
株式会社ヨロズ 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

辻千晶氏は、日本のみならずドイツの弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。国際的な経験を持ち、経営全般を監督する十分な見識を有していることから、当社の経営の監督・監査を行っていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 各候補者は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古川富二男氏および辻千晶氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古川富二男氏および辻千晶氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって古川富二男氏が4年、辻千晶氏が2年となります。
5. 当社は多田光一氏、古川富二男氏および辻千晶氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める額のいずれか高い額としており、各候補者が選任された場合は当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は多田光一氏、古川富二男氏および辻千晶氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。各候補者が選任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、古川富二男氏および辻千晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 辻千晶氏は、2024年6月26日をもってMIRARTHホールディングス株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役が就任する場合の優先順位は、小池秀紀氏を第1順位とし、雪丸暁子氏を第2順位といたします。ただし、監査等委員である社外取締役が欠けた場合の補欠者は雪丸暁子氏となります。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」による変更後の当社定款第22条第4項の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1
こいけ ひでき	小池 秀紀

(1963年4月18日生)



所有する当社の株式数
…………… 3,942株

略 歴	
1982年4月 当社入社	2019年10月 四国化工株式会社 取締役 管理本部長
2006年2月 当社 経理部 経理・会計ブロック 経理グループリーダー	2021年6月 同社 代表取締役社長
2018年4月 当社 経営企画室 主幹	2024年4月 当社 社長付（現任）

重要な兼職の状況

なし

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

小池秀紀氏は、当社において財務、会計における幅広い知識と経験を有しております。また、当社グループ会社の社長を務めた経験を有しており、グループの事業全般に精通していることから、当社の経営の監督・監査を適切に遂行いただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ゆきまる
雪丸

あきこ
暁子

(1977年1月7日生)



社外

独立

所有する当社の株式数

…………… 一株

略 歴

2001年10月	東京地方裁判所 判事補 (54期)	2019年 4月	横浜総合法律事務所 (現任)
2004年 7月	ジョージタウンロースクール 客員研究員	2021年 6月	株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役 (現任)
2008年 2月	裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所	2022年 8月	佐鳥電機株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

横浜総合法律事務所 弁護士
株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役
佐鳥電機株式会社 社外取締役 (監査等委員)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

雪丸暁子氏は、裁判官および弁護士として、長年にわたり法律の分野において幅広く活躍され、その豊富な経験と高い見識により、当社の経営の監督・監査を行っていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小池秀紀氏の所有する当社の株式数には、当社従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 雪丸暁子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 小池秀紀氏および雪丸暁子氏が取締役就任した場合、当社は両氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することを予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。
5. 小池秀紀氏および雪丸暁子氏が取締役就任した場合、当社は両氏の間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結することを予定しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用)を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 雪丸暁子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外取締役に就任した場合、独立役員として同取引所に届ける予定であります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第91期定時株主総会において、年額324百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額324百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬の返還条項（マルス条項・クローバック条項）を導入するかたちで招集ご通知30頁<ご参考>に記載のとおりに変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に基づいて固定基本報酬および賞与を支給するものであり、また、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「定款一部変更（1）の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、招集ご通知30頁<ご参考>に記載のとおりに変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に基づいて固定の金銭報酬を支給するものであり、また、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更（1）の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月27日開催の第104期定時株主総会において、年額324百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の取締役の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付株式付与のための報酬枠を廃止し、報酬と業績との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠で、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度70百万円以内での支給に相当すると考えております。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、任意の指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定することといたします。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬の返還条項（マルス条項・クローバック条項）を導入するかたちで招集ご通知30頁<ご参考>に記載のとおりに変更することを予定しております。本議案の内容は、当該方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、また、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

現在の社外取締役を除く取締役は2名ですが、第1号議案「定款一部変更（1）の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は2名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年81,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上

記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度27,000株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退職時等の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 業績達成による譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあり、かつ、譲渡制限期間において対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会が予め定める業績や経営指標等に係る目標達成を条件として、又は目標達成度に応じて、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、在任期間に応じて、合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認されますと、当社は、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりとする予定です。

当社は、取締役の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用します。

- ・短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬とする
- ・当社が重視する経営指標に基づき、職務・業績貢献および経営状況等に見合った報酬管理を行う
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、取締役の個人別の報酬等の決定に関する権限が適切に行使されるようにすること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において報酬総額を決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定基本報酬と賞与の決定は、取締役会が代表取締役社長執行役員に委任しております。その権限の内容は、各取締役の固定基本報酬額および各取締役の当該事業年度の業績を踏まえた賞与額の決定であり、取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ており、代表取締役社長執行役員は当該答申に基づきこれを決定します。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準指標との比較検証を行います。

a) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）報酬体系

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等は、固定基本報酬、賞与および業績連動の株式報酬により構成します。

(i) 固定基本報酬

職責の大きさに応じた役位ごとの、月例の固定の金銭報酬とします。

(ii)賞与

短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの業績に基づき変動する、業績連動の金銭報酬とします。その額は、固定基本報酬の月額に一定の係数を乗じた額に対して、連結売上高（評価ウエイト50%）と連結営業利益（評価ウエイト50%）の目標への達成度に応じた係数（目標達成時に100%、0%～180%の範囲で変動）を乗じて算出し、毎年、一定の時期に支給します。

(iii)株式報酬

- ・中長期の業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として、業績や経営指標等に基づき変動する、業績連動の譲渡制限付株式報酬とします。
- ・原則として、中期経営計画の初年度に付与します。在任期間中に株式が付与されることで、株主との一層の価値共有を進めるものとします。
- ・付与する株式数は、基本報酬に対する割合で設定します。
- ・中期経営計画に掲げる主要な経営指標を用い、指標に係る目標達成を条件として、又は目標達成度に応じて譲渡制限を解除します。

(iv)報酬構成の割合

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する「固定基本報酬」・「賞与」・「株式報酬」の比率は、概ね65：25：10程度となるよう設定します。

(v)報酬の返還等（マルス条項・クローバック条項）

報酬制度の健全性を確保することを目的に、重大な社内規程違反その他非違行為や報酬額算定の基礎となった指標に影響を及ぼす会計上その他の重大な過誤や不正等の一定の事由が生じた場合に、指名・報酬諮問委員会の審議を経た取締役会の判断により、賞与と株式報酬を対象に、未支給の報酬の没収（マルス条項）・支給済みの報酬の返還（クローバック条項）を求めることができます。

b) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月例の固定の金銭報酬のみとします。

<監査等委員である取締役>

経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月例の固定の金銭報酬のみとします。監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

＜ご参考：経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名にあたっての方針＞

取締役の選任にあたっては、取締役会における充実した議論による重要な業務執行の意思決定および適切な業務執行の監督・監査機能を高いレベルで発揮するため、高い倫理観、遵法精神を有しており、当社の取締役会にとって必要と考える知識、経験、専門性等を備える人材を、スキルマトリックスに照らし取締役会全体のバランスおよび多様性を考慮し選任します。

社外取締役については、経営に関する豊富な経験、財務・会計、法務などの高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を選任します。

代表取締役社長の選任にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議を重ねることで、選定プロセスを明確化し、客観性・適時性・透明性を確保するとともに、当社の経営理念や経営戦略の実現などの観点から適切な人材を選抜します。

取締役・執行役員が以下の事由に該当する場合は、指名・報酬諮問委員会での答申を得たうえで、速やかに取締役会でその解任について審議します。

- ・法令・定款等への違反その他の不正行為が認められた場合
- ・職務執行に著しい支障が生じた場合
- ・その職務に求められる役割を十分に果たしていない客観的かつ合理的な理由がある場合

<ご参考：本株主総会終了後の取締役（予定）のスキルマトリックス>

	氏名	属性	ジェンダー	企業経営	法務・ リスク管理	財務・会計	グローバル	事業戦略	事業・業界 の知見	人材開発 ダイバーシティ	サステナ ビリティ
取締役（監 査等委員で ある取締役 を除く。）	黒瀬 直樹		男性	○			○	○	○		○
	菊地 耕一		男性	○		○	○	○			
	柴田 幸一郎	社外／独立	男性		○						○
	平井 謙一	社外／独立	男性	○		○	○	○	○		
	大塚 亮	社外／独立	男性	○			○		○		○
	横手 仁美	社外／独立	女性	○			○			○	○
監査等委員 である 取締役	多田 光一		男性		○	○	○				
	古川 富二男	社外／独立	男性		○	○					
	辻 千晶	社外／独立	女性		○		○				○

なお、当社の取締役会にとって必要と考える知識、経験、専門性等のスキル、および当該スキルを選定した理由は以下のとおりです。

スキル	選定理由
企業経営	「サステナブルな社会への貢献と事業拡大」を両立する経営の実践のためには、企業経営に関する豊富な経験が必要である。
法務・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性を向上させるためには、法務・リスク管理分野に確かな知識・経験が必要である。
財務・会計	経営資源の効率化（安全性・効率性・成長性）のためには、財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
グローバル	国際ビジネスの成長戦略と経営の監督のためには、海外での事業経験やグローバル企業での実践経験が必要である。
事業戦略	新規成長分野および新規事業を創出し、持続的に成長するためには、事業戦略分野における確かな知識・経験が必要である。
事業・業界の知見	ものづくりと商社機能を持つ当社グループの監督機能を果たすためには、事業・業界の広く確かな知見が必要である。
人材開発 ダイバーシティ	人材を育て、組織に多様性を確保するためには、ダイバーシティ推進を含む人材開発分野における確かな知識・経験が必要である。
サステナビリティ	サステナブルな社会への貢献を推進するためには、サステナビリティ分野における確かな知識・経験が必要である。

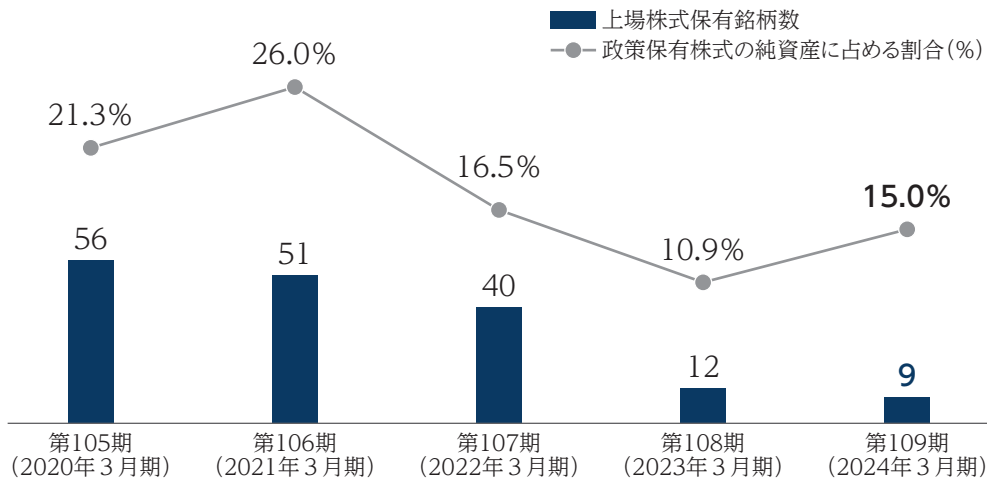
<ご参考：政策保有株式について>

当社は、政策保有株式について、取引関係の維持および強化、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、保有に伴うリスク等を検討し、合理性等が認められる場合のみ保有しており、取締役会において、定期的に検証を行い、売却を含めて適宜見直しを実施しております。

当社は検証結果に基づき、当事業年度において3銘柄の上場株式を売却いたしました。今後も、更なる資産効率性の向上と財務体質の強化に向けて、引き続き、政策保有株式の縮減を進めてまいります。

● 政策保有株式の推移

2020年3月期以降、段階的に上場株式銘柄数を削減しており、当事業年度末も上場株式銘柄数は減少しているものの、政策保有株式の純資産に占める割合は、保有株式の株価上昇により増加しております。



● 政策保有株式に関する方針

当社は、当事業年度において、新規事業の創出につながるベンチャー企業等への出資のため非上場株式2銘柄を取得いたしました。今後も政策保有株式の縮減に伴う売却資金については企業価値向上に向けての新規事業投資、および株主還元を活用してまいります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、物価上昇とそれに伴う金融引締め政策の影響や、中国経済の減速等により、景気回復のペースに鈍化が見られました。

当社グループの主な事業領域である自動車業界は、半導体供給不足による影響がほぼ解消され、自動車メーカーの生産台数が増加し、回復基調で推移しました。しかしながら、中国における急激なEV化の加速や、原材料・資源価格の高止まり、人件費の上昇や北米を中心とした労働力不足により、依然として不確実性の高い状況が続きました。化学品業界では、様々な分野において需要の伸び悩みや在庫調整の動きが見られ、販売価格形成の基準となるナフサ価格も前期に比べて落ち着いた水準で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、生産の合理化や、コスト上昇分を販売価格に転嫁する取組みを継続し、収益確保に努めるとともに、2022年5月に公表した第13次中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）で定めた成長戦略を実行してまいりました。樹脂加工製品事業では、次世代自動車の快適性やデザイン性、環境性能の向上に繋がる研究開発を推進し、幅広い自動車メーカーへの販売拡大にも注力しました。ケミカル事業では、将来の成長が見込まれる地域や分野に経営資源を投入するとともに、化学品合成受託事業への設備投資により、ものづくり機能を強化することで顧客提供価値の更なる向上に努めました。また、新規事業の創出に向けたスタートアップ企業への出資の実行、環境・人材への積極的な投資など、持続的な企業価値向上に向けた施策にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、中国における減産影響はあったものの、その他の地域の生産台数の増加や円安による為替影響により、145,638百万円（前期比2.5%増）となりました。利益面では、生産台数の増加および生産計画の安定により採算が大幅に改善したほか、コスト改善努力の成果もあり、営業利益は5,706百万円（前期比327.2%増）、為替差益を計上した影響で経常利益は6,183百万円（前期比287.4%増）となりました。また、中国子会社において減損損失を計上したものの、営業利益の回復等により、親会社株主に帰属する当期純利益は3,022百万円（前期比124.5%増）となりました。

	第108期 (2023年3月期)	第109期 (2024年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	142,019	145,638	3,618	2.5%増
営業利益	1,335	5,706	4,370	327.2%増
経常利益	1,596	6,183	4,587	287.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,346	3,022	1,676	124.5%増

なお、当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である森六テクノロジー株式会社（以下、MT）と森六ケミカルズ株式会社（以下、MC）を吸収合併（以下、本合併）することの基本方針、および本合併に伴い当社の商号を「森六株式会社」に変更することを決議し、2023年6月22日開催の第108期定時株主総会において、商号変更を含む定款の一部変更をご承認いただきました。

その後、グループ再編効果の最大化に向けて最も効果的な手法を改めて協議・調査した結果、従前予定していた手法である本合併より、MTとMCの外国法人管理事業以外のすべての事業を吸収分割（以下、本分割）により当社に承継させ、MTおよびMCを外国法人管理事業を行う中間持株会社と位置付け、海外法人管理事業および海外展開の強化を図ることで、グループ再編効果を最大限に発揮できると判断したことから、2024年5月14日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、本分割の基本方針、ならびに、本分割に伴い当社の商号を「森六株式会社」に変更すること（以下、本商号変更）、および商号変更を含む定款の一部変更（以下、本定款変更）を決議しました。なお、本商号変更および本定款変更は、2024年6月18日開催予定の第109期定時株主総会において、定款一部変更の議案が承認されることおよび本分割の効力が発生することを条件として実施します。

本分割により、当社グループ内の事業部門・事業会社間の横断的連携を図り、シナジーを実現するとともに、外国法人管理事業の強化および経営効率の改善を図ることで成長戦略を更に加速いたします。

メーカーと商社 2 つの機能

森六グループは、樹脂成形部品を取り扱うメーカー「森六テクノロジー」と幅広い事業領域をもつ化学商社「森六ケミカルズ」とで構成されています。

森六ホールディングス株式会社

グループの管理機能を担う持株会社

森六テクノロジー株式会社

企画から量産まで一貫体制の自動車部品メーカー
樹脂加工製品事業

[外装部品]



① ラジエーター
グリル



② フューエル
フィルター



③ サイドシル

[内装部品]



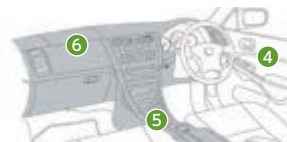
④ ドアライニング



⑤ センター
コンソール



⑥ 加飾パネル



「先行開発による提案力」 × 「グローバルな供給能力」

CASEや環境対応など複雑化する市場ニーズを捉え、提案型の開発および営業で、自動車メーカーに積極アプローチ。世界の各市場に近い生産拠点から、グローバルに安定供給しています。

森六ケミカルズ株式会社

化学品の販売からものづくりまで行う商社
ケミカル事業

[モビリティ]



[ファイン ケミカル]



[ライフ サイエンス]



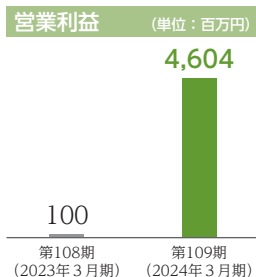
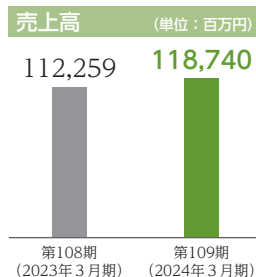
[ものづくり]



「ものづくり」 × 「化学商社の知見」

6つの事業領域で、幅広い分野のお客様をトータルにサポート。樹脂加工製品事業とのシナジーも発揮し、お客様のニーズに合った高機能素材の開発・提供まで行います。

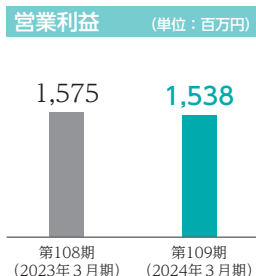
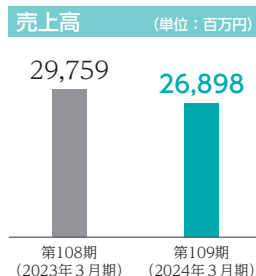
樹脂加工製品事業



日本および北米では、主要顧客の増産により好調に推移しました。アジアでは、期末にかけてインドネシアで減速感があったものの、タイを中心に堅調に推移しました。中国では、日系自動車メーカーの販売不振により主要顧客の減産が継続しました。中国における減産影響はあったものの、その他の地域の生産台数の増加や円安による為替影響により、売上高は前期を上回りました。利益面では、中国の減産や、北米でモデルチェンジの谷間による金型売上の減少があったものの、生産台数の増加および生産計画の安定による採算の改善、高付加価値車種の増産、コスト改善努力により、前期比で増益となりました。

このような結果、当連結会計年度の売上高は118,740百万円（前期比5.8%増）、営業利益は4,604百万円（前期は営業利益100百万円）となりました。

ケミカル事業



モビリティ分野は、国内向けは堅調に推移しましたが、中国では自動車向け原材料の販売が伸び悩みました。スマホ、タブレットなど液晶向け商材も、中国の市況悪化により低調に推移しました。ファインケミカル、ライフサイエンス分野では、顧客の在庫調整の影響等により、販売数量が減少し、売上高は前年同期を下回りました。利益面では、モビリティ分野における一過性の金型利益の計上がありました。付加価値の高い医療用フィルムの在庫調整や、各分野の減収の影響等により、前期比で減益となりました。

このような結果、当連結会計年度の売上高は26,898百万円（前期比9.6%減）、営業利益は1,538百万円（前期比2.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,042百万円で、その主要なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に設備投資した主要設備

樹脂加工製品事業

樹脂成形加工設備の拡充（自動化・省人化、環境対応含む）ならびに新製品対応

ケミカル事業

高機能フィルム生産設備および化学品合成受託設備の拡充

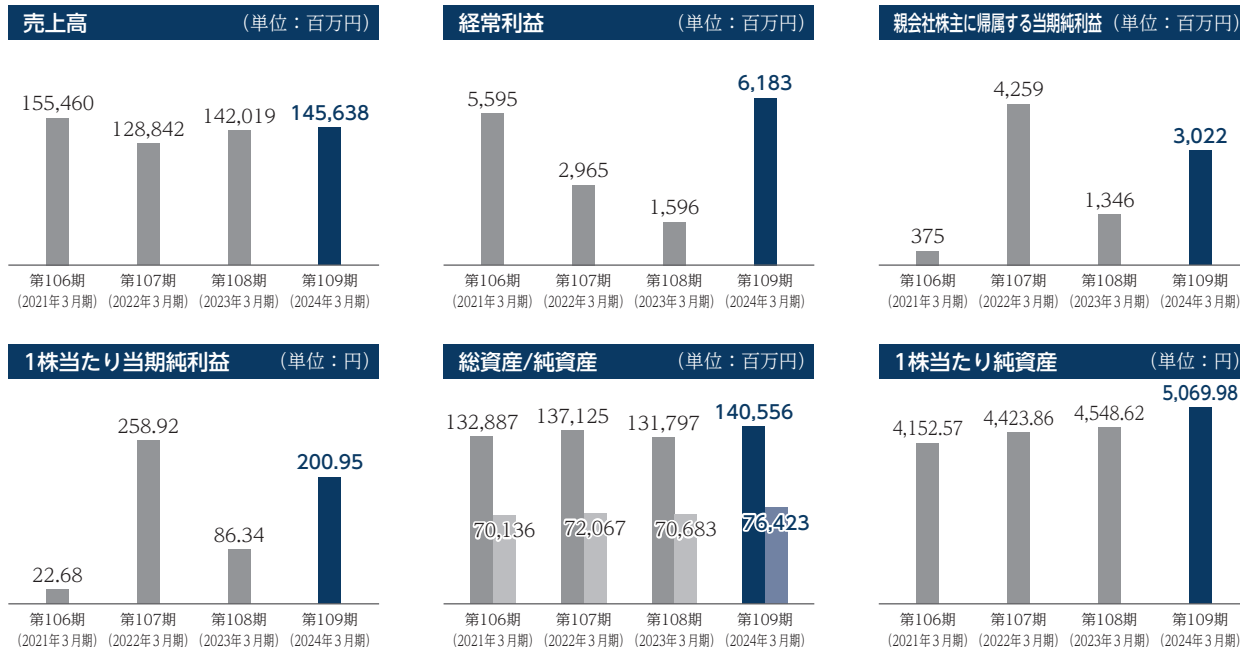
③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。昨今の金利情勢に伴い、金融収支の改善を目的とした当社グループの借入金の一部借換え資金として、金融機関より2,100百万円の長期借入金、および1,200百万円のE S G寄付型無担保私募債を発行し、総額3,300百万円の資金調達を実施いたしました。また、安定的な流動性確保を目的として、主要取引銀行6行との6,000百万円のシンジケート型コミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末において、当該コミットメントライン契約に基づく借入実行残高はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社の完全子会社であるGreenville Technology, Inc.とRainsville Technology, Inc.は、2023年4月1日を効力発生日として、Greenville Technology, Inc.を存続会社とする吸収合併を行い、Moriroku Technology North America Inc.へ商号変更しました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



① 企業集団の財産および損益の状況

		第106期 (2021年3月期)	第107期 (2022年3月期)	第108期 (2023年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	155,460	128,842	142,019	145,638
経常利益	(百万円)	5,595	2,965	1,596	6,183
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	375	4,259	1,346	3,022
1株当たり当期純利益	(円)	22.68	258.92	86.34	200.95
総資産	(百万円)	132,887	137,125	131,797	140,556
純資産	(百万円)	70,136	72,067	70,683	76,423
1株当たり純資産	(円)	4,152.57	4,423.86	4,548.62	5,069.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第107期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、当社グループの役職が代理人に該当する取引については純額で収益を認識する方法に変更しております。第107期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況

		第106期 (2021年3月期)	第107期 (2022年3月期)	第108期 (2023年3月期)	第109期 (当事業年度) (2024年3月期)
営業収益	(百万円)	2,389	2,771	2,718	2,690
経常利益	(百万円)	1,356	1,704	1,393	1,048
当期純利益	(百万円)	2,362	5,022	3,145	1,335
1株当たり当期純利益	(円)	142.60	305.34	201.76	88.78
総資産	(百万円)	43,755	38,172	33,169	41,209
純資産	(百万円)	31,779	30,739	29,234	30,258
1株当たり純資産	(円)	1,917.75	1,923.72	1,918.09	2,042.25

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
樹脂加工 製品事業	森六テクノロジー株式会社	350百万円	100.00	合成樹脂製品の製造販売 (四輪車部品・二輪車部品)
	Moriroku Technology North America Inc.	17,000千US\$	100.00	自動車四輪部品製造販売
	Listowel Technology, Inc.	17,800千C\$	100.00	自動車四輪部品製造販売
	Moriroku Technology (Thailand) Co.,Ltd.	450,000千THB	100.00	自動車四輪部品製造販売
	広州森六塑件有限公司	8,000千US\$	100.00	自動車四輪部品製造販売
	武漢森六汽车配件有限公司	8,000千US\$	100.00	自動車四輪部品製造販売
ケミカル 業	森六ケミカルズ株式会社	350百万円	100.00	化学品・合成樹脂製品の 販売および輸出入
	四国化工株式会社	220百万円	79.40	合成樹脂フィルムなどの 製造販売
	Moriroku (Thailand) Co.,Ltd.	100,000千THB	100.00	化学品・樹脂製品輸出入販売
	森六(広州)貿易有限公司	300千US\$	100.00	化学品・樹脂製品輸出入販売

- (注) 1. 当社の議決権比率には、間接所有の議決権比率を含んでおります。
2. 上表に記載した重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は26社、持分法適用会社は2社であります。
3. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。
4. Moriroku Technology North America Inc.は、Greenville Technology, Inc.とRainsville Technology, Inc.が2023年4月1日に合併し、商号を変更した会社であります。

(4) 対処すべき課題

2023年度は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格の高騰や世界的な物価上昇、中国市況の悪化などにより、当社グループの事業運営も一定の影響を受けました。

自動車業界では、懸念事項だった半導体の供給不足が徐々に緩和され、生産面での正常化が進んだ一方で、中国における急激なEV化の加速等により、日系自動車メーカー各社の販売が伸び悩むなど、引き続き不確実性が高い状況が続いています。また、世界各国において脱炭素モビリティへの転換が打ち出され、次世代自動車に向けた技術革新が加速するなど、大きな転換期を迎えております。

このような状況の中、当社グループは、強固な経営基盤を構築し、社会とともに持続的な成長を目指していくための指針として「森六グループ サステナビリティ方針」を、将来のあるべき企業像として「2030年ビジョン」を策定しました。また、「2030年ビジョン」達成に向けたファーストステップとして、2022年5月、第13次中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）を策定・公表しました。

「2030年ビジョン」の達成に向けて、これらの方針および計画に沿った施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

① 森六グループ サステナビリティ方針

私たちは、経営理念に基づき、新たな時代に必要とされる価値をステークホルダーと共創し、社会の持続的成長に貢献します。

1. グループの機能・リソースを最大限に活用し、従来のビジネス領域を越えた社会課題解決に挑戦します。
2. カーボンニュートラルおよび資源の循環利用に貢献する革新的なものづくりで、持続可能なモビリティ社会を目指します。
3. サプライチェーン全体を通してグリーンケミカルを提供し、エコロジカルな循環型社会の実現に貢献します。
4. 人権の尊重を基盤にすべての従業員の幸福を追求し、多様な人材が働きがいをもって活躍する組織から、新たな価値を生み出し続けます。
5. ステークホルダーとの対話を通じて社会の期待・要請を理解し、透明性が高く誠実な企業活動によって相互の信頼を育みます。

【サステナビリティ重要課題】

森六グループが中長期的に目指す姿、国際社会やステークホルダーからの要請、他社動向と自社の課題を踏まえ、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）として以下の9項目を定めました。

1. 社会課題解決型の製品・ソリューションの開発・販売	6. D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進
2. 働きがいのある職場づくり	7. 労働安全衛生
3. 気候変動問題への対応	8. 人権尊重
4. 資源の循環利用	9. CSR調達の推進
5. CSRマネジメントの確立	

【サステナビリティKPIの設定】

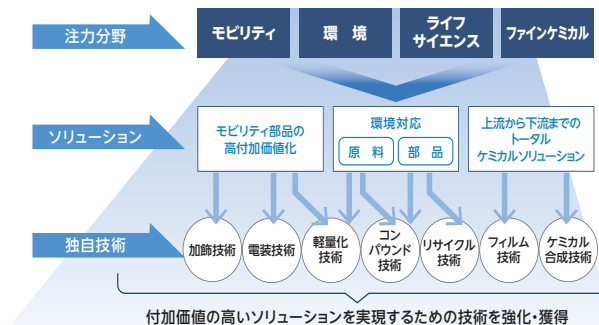
当社グループは、今後、9つの重要課題に対応するように、優先的に取り組むアクションや各アクションのKPIを策定していきます。まずはグループで2030年までに目指す最重要KPIとして、以下の3項目を策定し、達成に向けた取り組みを進めています。

社員意識調査結果の「社員エンゲージメント」、 「社員を活かす環境」（対象：国内主要3社）	肯定回答 60%以上
GHG排出量削減率	2019年度比で50%削減
再生可能エネルギーの導入比率	導入比率 55%

② 2030年ビジョン

「2030年ビジョン」においては、「CREATE THE NEW VALUE－独自技術を強みとした価値創造で持続可能な未来社会に貢献するグローバル企業集団へ」をスローガンとしています。

ここでいう“独自技術を強みとした価値創造”とは、今後社会に必要とされる技術を獲得・育成し、顧客にとって高付加価値のソリューションを提供するという意味です。「モビリティ」「環境」「ライフサイエンス」「ファインケミカル」の、4つの注力分野で求められるソリューションを念頭におき、その実現のために必要とされる技術をマーケットインのアプローチで強化・獲得していきます。



③ 第13次中期経営計画の基本戦略

第13次中期経営計画においては、次世代自動車の安全性、快適性、環境性能の向上に繋がる技術、製品、材料開発を推進するとともに、カーボンニュートラルの達成に貢献するGHG削減、再生可能エネルギー導入の拡大、グローバルでの安全な供給網の構築などサステナビリティ活動を通じて経営のレジリエンス向上に取り組みます。また、人権を尊重し、成長戦略を支える多様な人材の採用と育成を強化すると共に、その人材が生き生きと活躍できる企業文化を醸成するなど、人材に関する多角的な取り組みを行い、「働きがいのある会社」への進化を目指してまいります。

I. 安定した財務基盤の確立・収益力の強化

- ・フレキシブル生産体制の進化
- ・高効率生産の推進

II. 研究開発の強化による価値創造と、2030年に向けた種まき

- ・技術領域の拡張、独自技術の保有
- ・サプライチェーンを通じた強みの創出

III. サステナビリティ活動の推進による経営のレジリエンス向上

- ・企業価値の向上
- ・ガバナンス機能の強化
- ・多様な人材の確保と育成

当社グループは『未来を先取りする創造力と優れた技術で高い価値を共創し、時を越えて、グローバル社会に貢献する』を経営理念とし、全従業員の総力を結集してその実現に取り組んでいます。2022年度に迎えた創業360年を通過点に「400年企業」を目指し、サステナビリティ活動の本格的な推進やコーポレートガバナンス強化を通じて、社会価値向上と企業価値向上を両立し、社内外のステークホルダーから信頼される企業集団を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解をいただき、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 会社の現況

(1) 会社役員の内訳

① 取締役および監査役の内訳 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の内訳
代表取締役 社長執行役員	栗田 尚	森六テクノロジー株式会社 代表取締役社長執行役員 森六ケミカルズ株式会社 取締役会長
取締役	文字 英人	森六ケミカルズ株式会社 代表取締役社長執行役員
取締役	柴田幸一郎	弁護士柴田幸一郎法律事務所 弁護士 株式会社ナカボーテック 社外取締役
取締役	平井 謙一	なし
取締役	大塚 亮	大塚ポリテック株式会社 代表取締役社長
取締役	横手 仁美	国際人材創出支援センター (ICB) 理事 学校法人アジア学院 評議員 認定NPO法人 セカンドハーベスト・ジャパン CEO 公益財団法人 日本フードバンク連盟 理事
常勤監査役	多田 光一	森六テクノロジー株式会社 監査役 森六ケミカルズ株式会社 監査役
監査役	古川富二男	古川富二男税理士事務所 税理士
監査役	辻 千晶	法律事務所キノール東京 パートナー弁護士 株式会社ヨロズ 社外取締役 (監査等委員) MIRARTHホールディングス株式会社 (旧 株式会社タカラレーベン) 社外取締役

- (注) 1. 取締役柴田幸一郎氏、平井謙一氏、大塚亮氏および横手仁美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古川富二男氏および辻千晶氏は、社外監査役であります。
3. 監査役古川富二男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2023年12月15日をもって、森田和幸氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、森六テクノロジー株式会社 取締役副社長執行役員でありました。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社の役員の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用しております。

- ・短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とする
- ・当社が重視する経営指標に基づき、職務・業績貢献および経営状況等に見合った報酬管理を行う
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする

当社は、役員の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、取締役の個人別の報酬等の決定に関する権限が適切に行使されるようにすること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において報酬総額を決定しております。

a) 取締役報酬体系

当社の取締役報酬（社外取締役を除く）は、固定基本報酬、賞与および業績連動の株式報酬により構成されます。

(i) 固定基本報酬

職責の大きさに応じた役位ごとの、月例の固定の金銭報酬とする。

(ii) 賞与

短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績に基づき変動する、業績連動の金銭報酬とする。賞与の基準額は、目標達成度等に応じて基本報酬額に役位別に設定された係数を乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

(iii) 株式報酬

- ・中長期の業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として、会社業績や経営指標等に基づき変動する、業績連動の譲渡制限付株式報酬とする。
- ・原則として、中期経営計画の初年度に付与する。在任期間中に株式が付与されることで、株主との一層の価値共有を進めるものとする。
- ・付与する株式数は、基本報酬に対する割合で設定する。
- ・中期経営計画に掲げる主要な経営指標を用い、指標を達成したことを譲渡制限解除の条件とする。

b) 報酬水準の設定と報酬構成の割合

役員報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準指標との比較検証を行います。なお、取締役に対する「固定基本報酬」・「賞与」・「株式報酬」の比率は、概ね65：25：10程度となるよう設定しております。

c) 社外取締役

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定の金銭報酬のみとしております。

d) 監査役

監査役の基本報酬は、監査役の協議により、株主総会で決議した上限の範囲内において決定しております。なお、職位の独立性という観点から、業績に左右されない定額報酬のみとしております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬に関する株主総会の決議年月日は2006年6月28日であり、年額324百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

また、取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬に関する株主総会の決議年月日は2019年6月27日であり、上記の報酬枠とは別枠で、年額210百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）であります。

当社の監査役の金銭報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年6月29日であり、年額55百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の固定基本報酬と賞与の決定は、取締役会が代表取締役社長である栗田尚に委任しております。その権限の内容は、各取締役の固定基本報酬額および各取締役の当該事業年度の業績を踏まえた賞与額の決定であり、代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申に基づきこれを決定します。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ており、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

二. 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 人数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	159	115	29	15	7
(うち社外取締役)	(29)	(29)	(-)	(-)	(4)
監査役	26	26	-	-	3
(うち社外監査役)	(11)	(11)	(-)	(-)	(2)

(注) 1. 上記には、2023年12月15日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。2023年度の取締役の業績連動報酬は、②イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の通り、事業年度ごとの会社業績（当事業年度は連結売上高、連結営業利益）の目標達成度とし、当事業年度の実績に基づき基本報酬額に役員別に設定された係数を乗じることにより決定しました。

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は「1. (1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりです。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。株式報酬の指標は、中長期の業績と企業価値向上を意識づけることから、中期経営計画の達成度等に連動する業績連動部分（80%）とサステナビリティ指標連動部分（20%）により構成しています。

業績連動部分は、第13次中期経営計画の最終年度にあたる2025年3月期の連結売上高および連結営業利益を指標とし、両方を達成したことを譲渡制限解除の条件としています。また、サステナビリティ指標連動部分は、2025年3月期に係る当社のGHG排出量削減率および社員エンゲージメント指標の達成度に基づき、0～100%の範囲で変動します。

なお、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の金銭報酬債権を一括して支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、当社の普通株式を処分する方式を取っており、当事業年度における交付はありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、将来における事業展開と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

配当につきましては、DOE（自己資本配当率）の指標を用いて、DOE2.2%を目途に配当を実施し、将来的には3.0%の水準まで引き上げる方針といたします。

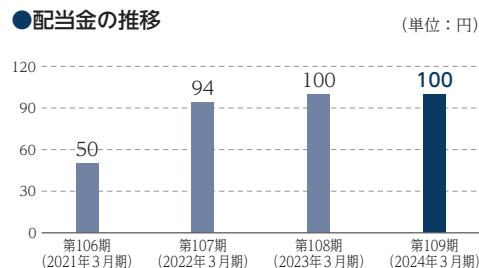
なお、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

内部留保につきましては、研究開発、設備投資等に有効活用するとともに、自己株式の取得を機動的に実施することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主還元増大に努めてまいります。

当該方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、経営環境や業績の見通しなどを総合的に勘案し、2024年5月14日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり50円00銭とさせていただきます。なお、中間配当金1株当たり50円00銭をすでに実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり100円00銭となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当金の総額	751百万円
③ 配当の割当	1株当たり50円00銭
④ 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月4日



今後も持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主還元を努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第109期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	78,212
現金及び預金	19,660
受取手形	989
売掛金	34,669
電子記録債権	1,933
商品及び製品	7,132
仕掛品	3,629
原材料及び貯蔵品	4,519
その他	5,690
貸倒引当金	△12
固定資産	62,343
有形固定資産	45,610
建物及び構築物	20,008
機械装置及び運搬具	11,668
工具、器具及び備品	5,979
土地	5,259
リース資産	282
建設仮勘定	2,412
無形固定資産	953
投資その他の資産	15,779
投資有価証券	12,544
長期貸付金	311
退職給付に係る資産	1,284
繰延税金資産	1,036
その他	606
貸倒引当金	△2
資産合計	140,556

科目	第109期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	53,253
支払手形及び買掛金	22,676
電子記録債務	1,858
短期借入金	16,943
1年内償還予定の社債	170
1年内返済予定の長期借入金	1,697
リース債務	504
未払法人税等	812
その他	8,590
固定負債	10,878
社債	1,029
長期借入金	3,957
リース債務	529
繰延税金負債	4,191
債務保証損失引当金	26
退職給付に係る負債	449
資産除去債務	173
その他	522
負債合計	64,132
純資産の部	
株主資本	60,800
資本金	1,640
資本剰余金	2,680
利益剰余金	57,947
自己株式	△1,467
その他の包括利益累計額	14,318
その他有価証券評価差額金	5,302
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	8,058
退職給付に係る調整累計額	620
在外子会社のその他退職後給付調整額	335
非支配株主持分	1,304
純資産合計	76,423
負債純資産合計	140,556

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
売上高		145,638
売上原価		121,289
売上総利益		24,348
販売費及び一般管理費		18,641
営業利益		5,706
営業外収益		
受取利息	156	
受取配当金	291	
為替差益	1,145	
持分法による投資利益	5	
その他	266	1,863
営業外費用		
支払利息	1,216	
その他	170	1,387
経常利益		6,183
特別利益		
固定資産売却益	129	
投資有価証券売却益	221	
補助金収入	99	450
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	125	
固定資産圧縮損	6	
減損損失	1,490	
債務保証損失引当金繰入額	26	1,659
税金等調整前当期純利益		4,974
法人税、住民税及び事業税	1,952	
法人税等調整額	△80	1,872
当期純利益		3,102
非支配株主に帰属する当期純利益		80
親会社株主に帰属する当期純利益		3,022

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第109期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	12,321
現金及び預金	5,955
前払費用	39
関係会社短期貸付金	5,545
預け金	557
未収還付法人税等	372
その他	39
貸倒引当金	△189
固定資産	28,888
有形固定資産	72
建物	11
構築物	0
工具、器具及び備品	3
土地	12
リース資産	44
無形固定資産	276
ソフトウェア	273
その他	3
投資その他の資産	28,539
投資有価証券	11,924
関係会社株式	12,760
関係会社長期貸付金	4,460
前払年金費用	25
その他	164
貸倒引当金	△796
資産合計	41,209

科目	第109期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	6,499
短期借入金	4,425
1年内償還予定の社債	170
1年内返済予定の長期借入金	600
リース債務	10
未払金	407
未払費用	114
未払法人税等	3
預り金	20
関係会社預り金	736
その他	10
固定負債	4,450
社債	1,029
長期借入金	2,289
リース債務	38
繰延税金負債	1,042
債務保証損失引当金	26
資産除去債務	23
負債合計	10,950
純資産の部	
株主資本	25,138
資本金	1,640
資本剰余金	2,668
資本準備金	1,386
その他資本剰余金	1,281
利益剰余金	22,297
利益準備金	177
その他利益剰余金	22,120
固定資産圧縮積立金	8
別途積立金	9,870
繰越利益剰余金	12,242
自己株式	△1,467
評価・換算差額等	5,120
その他有価証券評価差額金	5,120
純資産合計	30,258
負債純資産合計	41,209

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
営業収益		
業務受託料収入	1,168	
関係会社配当金収入	1,521	2,690
営業費用		1,580
営業利益		1,110
営業外収益		
受取利息	186	
受取配当金	281	
その他	60	529
営業外費用		
支払利息	136	
投資事業組合運用損	41	
貸倒引当金繰入額	359	
その他	54	591
経常利益		1,048
特別利益		
投資有価証券売却益	221	
その他	9	231
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	26	26
税引前当期純利益		1,252
法人税、住民税及び事業税	37	
法人税等調整額	△120	△82
当期純利益		1,335

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

森六ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三上伸也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永田 篤

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森六ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森六ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

森六ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三上伸也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永田 篤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森六ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

森六ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	多田	光一	㊞
社外監査役	古川	富二男	㊞
社外監査役	辻	千晶	㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 フォレストテラス明治神宮 2階 櫺の間
東京都渋谷区代々木神園町一丁目1番
電話 (03) 3379-9222 (代)

「代々木口」・「原宿口」・「参宮橋口」からご来館いただけます。
フォレストテラス明治神宮の最寄りの入り口は「原宿口」になります。



※ 駐車場に限りがございますので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。

交通

● 代々木口
JR 中央線・総武線・山手線
[代々木駅] 下車、西口
都営地下鉄大江戸線
[代々木駅] 下車、A1・A2出口
東京メトロ副都心線
[北参道駅] 下車、1番出口

● 原宿口
JR 山手線 [原宿駅] 下車、西口
東京メトロ千代田線・副都心線
明治神宮前(原宿)駅下車、2番出口

● 参宮橋口
小田急線 [参宮橋駅] 下車



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。